



<平成26年2月7日合同研究会取りまとめより>

<u>1.検証結果</u>

県・市が合同で移譲の可能性について検証した結果、25 事務の移譲について具体化に向けて 協議を行うこととした。

地方制度調査会で指定都市への移譲検討対象とされた73 事務			
移譲に向けて協議していくもの		コレルキナ IR 15	
県市独自に 移譲検討	法制化による 移譲予定	ー 引き続き県が 実施するもの	既に移譲済み
7事務	18事務	38事務	10事務

- ①認定こども園の認定、②地域医療支援病院の承認、③麻薬取扱者及び向精神薬取扱者の免許、
- ④農業振興地域の指定等、⑤民有林の開発行為の許可 、⑥第1種フロン類回収業者の登録等、
- (7)ダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定等

H27〜29 年度の移 譲を目標

<u>2.新たな県市連携の取組</u>

検証作業を通じて、次の3つの事項については、県と市が連携を図ることで住民サービスの 向上が見込めるため、連携の具体化に向けて協議を行うこととした。

(詳細は次ページからの資料参照)

- (1) 職業訓練(委託訓練)のコース設定に係る県市連携
- (2) 非行防止対策強化のための県市連携
- (3) 美しい川づくりを実現するための県市連携

(1)職業訓練(委託訓練)のコース設定に係る県市連携

広島県・広島市連携のための 合 同 研 究 会

≪概要≫

〇 広島県立広島高等技術専門校で実施する職業訓練(委託訓練)のコース設定に、広島市が参画・連携する 仕組みについて、平成25年度中に県市で検討を開始し、その検討結果に基づく職業訓練(委託訓練)を平成 27年度から実施することを目指す。

また、職業訓練に関する周知・広報を県市連携して行う。

≪現状≫



- ・広島市、呉市、福山市及び三次市の職業能力開発校に おいて、県民に対する職業訓練を実施。
- 広島市内の広島高等技術専門校では、新規学卒者等を 対象とした「施設内訓練」、<u>民間教育訓練機関等に委託し、離転職者を対象とした「委託訓練」</u>及び在職者 を対象とした「在職者訓練」を実施。



- ・職業能力開発校の設置はしていない。
- ・就労支援等の中で地域の実情・二一ズを把握。

≪県市連携の内容≫

→ 連携

離転職者に職をつないでいくための職業訓練の充実

- ◆ 平成25年度中に検討会を立ち上げ、広島高等技術専門校の委託訓練のコース設定に、市が把握した地域実情・ニーズを反映するため、広島市が参画、連携する仕組みについて検討を行う。
- ◆ 広島市が県の職業能力開発校の訓練生募集案内について広報を行う。 (<参考>平成25年度に広島市が実施した広報
 - ・市公共施設(区役所、公民館等)での募集案内パンフレット配布
 - ・広報紙「ひろしま市民と市政」2月1日号掲載

※ 平成25年12月、広島県西部地区の職業訓練について情報交換及び協議を行 う西部地区職業能力開発推進協議会に広島市が参画。

広島県立広島高等技術専門校 施設内訓練 (新規学卒者等向け) 連携 広島県立広島高等技術専門校 在職者訓練 (在職者向け)

訓練コースの設定に広島市も参画

(2)非行防止対策強化のための県市連携

広島県・広島市連携のための 合 同 研 究 会

≪概要≫

〇 広島市立学校における非行防止対策の強化を図るため、平成26年度に広島県警察と広島市教育委員会の職員により構成する「スクールサポート協議会(仮称)」を設置し、より効果的・効率的に「スクールサポーター(県警)」と「スクールサポート指導員(市教委)」による学校支援を行う。

連携

広島市

≪現状≫

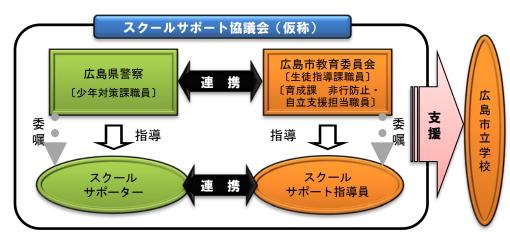
- 広島県
- ・「スクールサポーター」を県教育委員会が指定する県内各地の重点対策指定校に派遣。
- 校内における問題行動などへの対応や非行防 止活動を行い、学校と警察との日常的な連絡 役を担っている。

- ・「スクールサポート指導員」を市立学校から の要請に応じて派遣。
- ・ 問題行動を起こす児童生徒やその保護者へ の相談等、市立学校における生徒指導支援 を行っている。

〜 ≪県市連携の内容≫

非行防止対策の強化により、 質の高い学習環境を確保

- ◆ 「スクールサポーター」と「スクールサポート指導員」 が、情報共有・対応への協議等、緊密に連携して市立学校 の支援を行う。
- 「スクールサポート指導員」の運用について、広島県警察と広島市教育委員会が連携し、児童生徒の問題行動への 迅速かつ機動的な対応を行う体制づくりを推進する。



※ 「スクールサポート指導員」の名称は、平成26年度より 「生徒指導支援員」に変更。

≪概要≫

〇 広島の陸の玄関である広島駅周辺の水辺が心地よい空間となるよう、県市が連携して猿猴川・京橋川を美しくする 取組を実施する。取組内容について平成26年度より県市で検討を開始し、平成27年度の取組実施を目指す。

≪現状≫



- ・一級河川(指定区間)及び二級河川の河川管理者。
- ・一級河川(指定区間)にあたる猿猴川·京橋川を、河川 法に基づき維持管理。



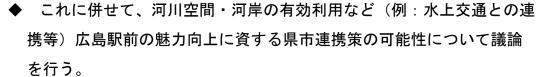
- ・広島駅周辺地区の再開発等の推進主体。
- ・B・Cブロックの再開発ビルは平成28年度に竣工予定。
- ・河川堤防を占用している公園管理者。

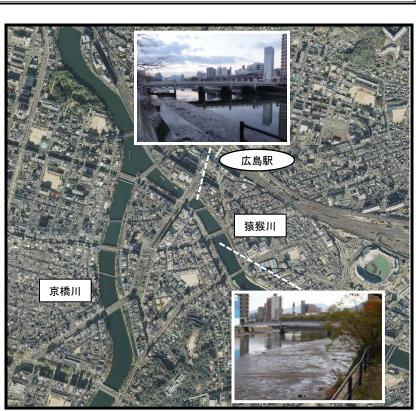
連携

≪県市連携の内容≫

水の都の玄関にふさわしい魅力的な水辺空間の創出

◆ 広島駅周辺地区の再開発を見据えて、猿猴川・京橋川をより魅力的で 美しくする(ゴミ・ヘドロの対策など)ための取組について検討し、 県市が連携して取組を実施する。





航空写真提供)広島市都市計画課

ご清聴ありがとうございました。

☆ 広島市の地方分権の取組の詳細は下記のURLをご覧ください。

http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/genre/000000000000/137350904664 5/index.html

<u>☆ 講演内容に関して御質問等がございましたら、下記までお気軽にお問</u> い合わせください。

広島市企画総務局企画調整部分権·行政改革推進課 tel: 082-504-2044

